

亡くなられたとき ～埋葬料制度～

健康保険に加入している方が亡くなった場合は、
「埋葬料」が支給されます

鶉飼さん



ルーシー



「埋葬料」は加入している各健康保険の窓口申請書を郵送することで請求できます。

協会けんぽの保険証をお持ちの方は
Webサイトから申請書をダウンロードして印刷し、
記入後加入している協会の都道府県支部に
申請書を郵送してください。
後日埋葬料が指定の口座に振り込まれます。

亡くなられたとき



【対象者】

病気やけがで亡くなられた加入者
(業務上の病気、けがを除く)

【手続き方法】

協会けんぽWebサイトから印刷した申請書に
記入し郵送する

【支給金額】

50,000円

【振り込み先】

家族が亡くなった場合 → 被保険者
被保険者が亡くなった場合 → 生計維持関係のある家族

【注意事項】

被保険者が亡くなった場合に限り、生計維持関係が
なくても埋葬をした方から申請することができます。
ただし、その場合の支給金額は50,000円以内で
実際に埋葬に要した費用です。